

## ■ あらためて「登記識別情報制度廃止要望書」2008/07/18 (Fri)

埼玉会でも廃止提言をすることになってはいますが、個人的な思いを述べます。日司連理事会は今日だったそうなので、ここに改題して書きます。

私は、ここで「廃止」を提言しなかったら、司法書士は登記の舞台から退場することになるという思いがあります。なぜなら、すでに弁護士会は、1年という期限をつけて、廃止を明言しているからです。登記の専門職能が、登記制度に対して、明確な提言ができなかったら、その存在価値がありません。だから、司法書士会としては、ここではっきりと**登記識別情報制度を「廃止」**することが、**どれだけ登記制度にとっても国民にとっても、有益か**ということ、登記の専門職能として「最後通告」しなければならないと思っています。

1. 登記識別情報制度は、そもそもが、登記のオンライン申請のために、登記済証という紙では送信できないという理由（**虚偽の立法事実**）で導入されたものであります。しかし、その制度設計のお粗末さは、もはやいくらでもあげるまでもなく、皆さんがご承知でしょうし、なによりも、いま特例方式ができた以上、その意味も意義も、もはや何もありません。添付書類の省略もない現在、特例方式がなくなることは、当分の間（いや事実上半永久に）、ありえないのだから、**最低限これを凍結すべきです**。当面は、登記済証を復活させるか、せめて登記識別情報「通知書」の紙提供を認めるべきです。

また、**登記識別情報制度が登記済証に代わる機能を持ちえないことは、すでに明らか**であり、登記識別情報は本人しか知りえないものでもなく、本人しか通知されないものでもなく、登記法固有の本人確認制度たりえない。したがって**存在理由がなくなった以上、これを存続させる意味はまったくない**、というしかありません。

しかも、オンライン申請のために導入されたものがオンライン申請のシステム上の障害となっており、このことは登記識別情報がある場合とない場合の操作性を比べればあきらかであります。登記識別情報システムは、外字問題がある以上、二次元バーコードを導入してもなお、証明書を要求する制度である限り、自動化など到底出来ないのです。**自動化を予定しているなどと「登識研」で報告しても、その具体策は、1年半以上たってもなんら発表されていない。この現実を直視して欲しいのです。**

しかもオンライン化予算は、もうあと数年で、登記特会がなくなる以上、**ごくわずか**であります。法務省のHPでもあきらかなように、政府から割り当てられる法務省の電子化予算は年間約20億円。20億円の予算で、どうやって、次期システムに移行していこうというのか？システム改修に毎年10億円近くもITゼネコンに持っていかれ、しかも、あの登記識別情報シールに毎年1億円以上消費していく。（すでに存廃論議の中、10年分も発注済という無駄遣いもわかっています。）

したがって、このような制度をたとえ凍結してもこれを温存することは、国民にとっては、**税金の無駄遣い**だけで、何の利益ももたらさないことは明らかであります。すなわち**「無駄撲滅」「利用者本位」**の精神に反しているのです。

2. しかし、これをいくら言ったところで、当時の立法担当者もまた立法に携わった国会も、この責任を認めるはずもなく、また責任を追及したところで、なにも問題は解決しないし、なにも始まらないこともまたしかり。ならば、これをもはや不問にして、**いかにこれから、このような国民負担を不当に強いる制度がなくても、国民が困ることのない「利用者本位」の、しかも「無駄遣いのない」制度になりうるか、また、そのためにどうすればいいか、を提案することしか、これを廃止すべき理由を理解してもらえない**と思います。

つまり、**登記識別情報制度を廃止したとしても、国民にとってなにも不利益はなく、しかも、少ない予算でまったく心配することはない制度が構築できることを明確にすればいい**のです。そのひとつが、登記識別情報制度がない場合の本人確認情報制度はなくなることであり、もうひとつは、登記識別情報制度がなくなっても、国民は困らないことであります。

3. これまで法務省は、登記識別情報制度の不備と欠陥を取り繕うために、「**登記識別情報は登記済証に代わるもの**」という思想から脱却した態度を一応見せており、本人確認情報提供制度とともに、本人確認の選択制度であることを公式に認めています。したがって、**登記識別情報制度が廃止されても、資格者の本人確認情報提供制度は廃止されてしまうことはありえないのであります**。このことを、明確に法務省と共に宣言します。

このことにより、国民は登記識別情報制度に頼ることなく、安心して資格者代理人を通して、登記識別情報制度のない仕組みづくりができるのです。このために、**登記原因証明情報と本人確認情報を一体化して、形式的登記審査を拘束できるように組み直した、「登記実体確認情報」を導入することに賛同**します。

また、利用者国民は、登記識別情報「通知書」に、従来の「登記済証」のような信仰を抱いているが、これは「**登記完了証**」を改良して、**登記事項証明書とともに交付**することで、**充分対応することが**できます。（しかも、この完了証によって、いつでもどこの登記所でも、登記済確認印を交付してもらえるような機能があれば、国民にとっては安心材料にもなりましょう。）

このように、登記識別情報制度は廃止されても、登記原因証明情報と本人確認情報提供制度を一体化させた「**登記実体確認情報**」制度を導入することによって、**国民は、今まで以上の登記の真正性が担保された制度の利益を享受することができ**ますし、**税金の無駄遣いを省けるという利益をも受ける**ことができます。

なお、この点、資格者強制主義であるとか、本人確認情報提供制度の費用負担について、心無い批判をするものに対しては、**資格者とは、国民負担を軽減するために存在するものであって、これに反する言動は、それは自らの首を絞めることになる**ということが、わかっていないものと指摘しておきたいと思えます。

4. このように、登記識別情報制度は廃止されても、本人確認情報制度はなくなりませんし、国民は困らないことがあきらかになりましたが、それ以上にいま私たちが見逃してはならないことは、「**利用者本位」「国民本位**」の制度設計ではないことが、**法務省にも銀行にも大きな痛手であることがわかった**ということです。

その証拠に、今回の不動産登記規則の改正で、申請書付属書類の期限を30年にまで延長し、銀行は、登記識別情報「通知書」という物に頼る制度から決別し、管理負担を回避することで法務省と合意したのです。

つまり、不測の裁判(10年の消滅時効や30年の住宅ローンなど)に備えて、登記原因証明情報制度を充実させるために、資格証明書だけでなく、印鑑証明書も内部照合できるシステム設計をすることで、登記識別情報を不要とするための制度設計を、司法書士を飛び越えて、法務省と銀行が合意したということなのです。

したがって、ここで司法書士が登記識別情報制度にいつまでも固執して、その立場を明確にしないていることは、致命傷になります。もはや、司法書士ぬきにして、経済団体と行政が登記法を設計しつつある表れと見ています。

5. もうひとつ、理解しておかなければならないことは、「物」に頼っている制度では必ず機能不全や限界が生じてしまうということです。「物」に頼る制度である以上、改良するために、果てしなくまた金を投入していかなければならない。道路や年金と同じ構造であることは、誰もが皆わかっている、口に出せない。自民党政権であるかぎり、また民主党に交代しても言えないかも知れないが、アメリカ依存である限り。

しかし、こんなことをいくら私ごとときがいくら言ってもバカにされるだけでしょう。だから、言葉を変えて言えば、「物」や「情報」に頼る制度から、「人」に立脚する制度を確立すべきことが、これからの制度設計には重要であることを明言すべきです。いつまでも、「物」に頼っていたら、これからいくらお金があってもたりないことはもうだれもがわかっているのです。「人」を中心に、「人」を育てる制度設計こそ、無限の可能性を秘めた、無限の資源となるのです。「人」を育てる思想こそが、日本の知恵なのです。「人は石垣、人は城」(養老孟司先生も哲学者内田樹も言っています)。そのための「資格者」であることをわかってもらうことが重要です。

6. 繰り返しになりますが、これだけは確認しておきたいと思います。

第1に、単なる英数字の羅列に頼る制度と、登記原因証明情報と本人確認情報が一体化した「登記実体確認情報」といったものと、どちらが登記制度として緻密かを理解していただく。登記の真正の担保として、「人」が関与している登記と関与していない英数字だけの登記とどちらが登記の真正が担保されているか？これは自明でしょうが、これに反対する人がいるのでしょうか？これに反対するのであれば、もはや説得の余地はありません。

第2に、「権利証信仰」については、改良した登記完了証の交付で充分であるし、本人確認の一資料とすることで充分である。これは、すでに「登識研」で提案済みのことであるのに、なぜできないのか？この点をあきらかにさせるべきです。これを明らかに出来ない理由が、きっと、登記識別情報システムを中心とするシステム設計のミスなのだと見ています。(そして、ここには大きなアメリカの野望が働いていると見ています。これは、もはや政権交代でも厳しい現状があるかもしれません。)

第3に、これらの対案として、さきほどの登記原因証明情報には、たとえば義務者の署名捺印または実印を必須とする関連法規の整備を図り、それをしても、登記情報サービスなどの照会制度を利用すれば、添付書類を省略していくこと。そして、オンラインをもっと確実に推進していくことができること。

ただし、システム不安をなくすことが大前提です。メールスキームなどと言って時間延長をする以前に、確実にその日の受付を確保できる設計を、予算をかけるべきところにかけて、なによりも優先して、実施すべきです。(予算がなければ、優先順位のない予算から工夫すべきなのです。)

7. システム不安については、オンライン申請システムが、登記識別情報システムから脱却することによって、システム上安定し、それにかかる予算を充てれば、使い勝手のいいシームレスなシステム設計に繋がっていくことは、もはや説明するまでもないことでしょう。

そもそも、このシステム不安については、万一の障害についても、絶対にこれを保証する覚悟もなく、オンライン申請した人に対して、免責条項を当てている状態で、オンライン申請を強要して、登記制度を変えた法務省(政府)の責任は重大です。(やれやれ詐欺と言われかねません。)オンライン申請が安心して使える制度にならないのなら、オンライン申請はやめるべきです。

結果、オンライン申請をやめるなら、登記識別情報制度はもはや不要です。オンライン申請のために導入した制度なのでから。

オンライン申請をどうしてもやめないなら、安定したオンラインシステムになるための制度設計のために、お金と時間を有効に活用しなければなりません。それが、最優先です。そのために、登記識別情報制度が邪魔なことはあきらかなのですから、まずは、登記識別情報制度のない、システム負荷のすくない制度設計をすべきです。

当面の間、「登記実体確認情報制度」を導入して、どれだけ登記が安定して、システム不安解消にお金が使えて、オンライン申請が伸びるかを検証してみてもいいでしょう。しかし、この不景気で、不動産取引自体が減ってきています。オンラインを起爆剤にして、景気回復を図るべきだったのに、オンラインの増加曲線を描くことが遅れ、逆に、不動産取引から離れてしまいました。インセンティブとは、これを与えてもなお、これを上回る不動産取引があれば、税収が軽く元を取ってなお、おつりが来ることがわかっていなかったと言わざるを得ません。

なお、誤解しては困りますが、登記識別情報制度をなくしたからといって、急激にオンラインが増えることはないかもしれません。システム不安があるからです。

法務省には、今日現在の登記識別情報の数はわかっているでしょうが、一切公表されていないからなんとも言えません。が、阻害要因がなくなるのだから今まで以上に増えることは確実でしょう。さらに言えば、先日の千葉さんの公表した数字では、これまでの登記規則の手当てで、本人確認情報の利用が微増してきていますから、これがオンライン利用にどう影響しているかの数字はありませんが、確実に、登記識別情報制度離れ(オンラインでの登記識別情報提供率はオンラインの1割程度)を起こして、オンラインへ向かっていると考えられます。ここで、さらに制度的に確実に、登記実体確認情報の手当てをすることが重要です。

8. さいごに、現在のようなデータ分析すら制度設計できていないオンラインシステムそのものを、次期システムにむけて改良するためにも、いま、ここで登記識別情報制度からの決別をしなければ、もはや、日本の登記オンラインの発展はないことは、あきらかでしょう。

**登記オンラインの発展がないことがどういうことかは、私ごときがいうまでもないと思います。**

それはともかくも、10%そこそこの利用で、なにを日本にもたらすのか？乙号とともに、50%を目指すことで登記情報の電子化の元が取れるのなら、それもひとつの価値判断ですが、(経済活動の活性化に繋がらないばかりか)それが、司法書士の未来を断つことにならないか、私は危惧しています。

**登記識別情報制度を廃止することが、オンラインを発展させることにつながるだけでなく、どれだけ国民のためになり、利用者本位で、かつ、登記の真正を担保することに繋がるか、またそれが、司法書士の未来に繋がるかを、ご想像して頂ければと思います。**

逆に言えば、登記識別情報制度を廃止しないままにいることは、(オンライン申請に漫然と盲目に進むことであるというのはもとよりのこと、)もはや、国民に対する背信行為であると言わねばならないという考えであります。以上。